

鳥取県告示第141号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ワークサポートあしたば	倉吉市山根55	就労移行支援、就労継続支援B型	平成24年3月1日
〃	〃	ワークサポート敬仁会館	倉吉市山根55-39	〃	〃